

平成 19 年度

軽自動車税の減免申請を受け付けます

4月1日現在、身体に障がいのある人などが所有している軽自動車等で一定の要件に該当するものについて、軽自動車税を減免します。対象となる人は、毎年手続きが必要です。

税務課

◇と き 4月19日(木)～5月24日(木)

◇と こ ろ 稅務課収納課制係(市役所西館1階)

◇対 象 ①身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人

②精神障害者手帳の交付を受けている人で、通院医療費の公費負担を受けている人

③療育手帳の交付を受けている人

対 象	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
18歳以上で、上記①に該当する人	身体障がい者など本人 または生計を一にする人	身体障がい者など本人	専ら日常生活に使用
・18歳未満で、上記①に該当する人 ・上記②または③に該当する人		生計を一にする人 または常時介護する人	身体障がい者などが、専ら日常の生活手段として通学、通院、通所または仕事のために使用

※障がいの程度によっては、対象にならない場合があります。詳細については、税務課へ

◇減免台数 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車のうち1台

※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車では減免を受けられません

◇申請に必要なもの

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれか

②運転免許証

③車検証

④印鑑

⑤生計同一証明書(運転者が身体障がい者など本人ではない場合)

⑥常時介護証明書(運転者が身体障がい者などのみで構成される世帯を常時介護している場合)

※⑤と⑥の様式は税務課にあります

岐阜県市町村 振興補助金事業

岐阜県市町村振興補助金を財源として、平成18年度は次の事業を行いました。

- ・学校の森づくり事業
(太田小、古井小、西中、東中)
- ・コンビニ収納事業
- ・産業集積ゾーン開発計画策定事業



学校の森づくり(西中)

財政経営課

電源立地地域 対策交付金事業

電源立地地域対策交付金を財源として、平成18年度は2地区(加茂野町今泉、山之上町中之番)で防火水槽設置工事を行いました。



加茂野町

財政経営課

資源回収をしています エコハウス

環境課

◇と き 毎週水曜日 午前9時～正午

◇と こ ろ 旧日本ラインシユロス北側建物(太田橋東側)

◇回収品目 (家庭から排出されたものに限ります)

- ①新聞紙 ②チラシ ③段ボール ④紙パック ⑤紙容器
- ⑥雑誌・雑紙 ⑦アルミ缶 ⑧ペットボトル ⑨飲食用トレイ
- ⑩発泡スチロール ⑪国産ビール瓶 ⑫清酒一升瓶
- ⑬ミツカン酢900ml瓶 ⑭使用済み食用油 ⑮蛍光灯
- ⑯使用済み乾電池 ⑰ベルマーク